

# 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要

## 1. 基本方針の目的・意義

国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等面積(約447万km<sup>2</sup>)の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う。

## 2. 離島の役割

- 1) 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点
- 3) 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承

(例)南鳥島の役割

- 国土面積の1.13倍の約43万km<sup>2</sup>を確保
- 周辺に海底資源が有望

## 3. 離島の保全・管理に関する施策

### 1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理  
→ 最新技術による調査、土地・海域利用状況の把握
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化  
→ 人工衛星による画像撮影、巡視船等による監視
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進  
→ 無主不動産の国有財産化、損壊行為の規制
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

### 4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

### 2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援  
→ 海洋エネルギー・鉱物資源開発の推進
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備  
→ 港湾等による諸活動・物資輸送の効率化
- ③ 海洋の安全の確保  
→ 不審船・海上犯罪の取締り、海難救助体制の充実

### 3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

## 4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

## 5. 国民等に対する普及啓発